

ECにおける競争と産業構造調整*

— 深刻化する社会問題、貿易収支不均衡にどう対処するか —



箱 木 真 澄

(福島大学経済学部助教授)

はじめに

ECは、ここ数年來、厳しい産業構造調整の問題に直面してきた。

「産業構造調整」そのものは、閉鎖経済においても開放経済においても、進行する経済現象であるが、それが特に問題となるのは、この産業構造調整にもなつて失業の増加、特定地域における過密化・過疎化の進行、地域間所得格差の拡大、その他の社会問題が深刻化する場合である。

ECでは、近年、これらの社会問題が深刻であり、そのうえ特定国に對する著しい貿易収支の不均衡にも悩まされている。そのためECにと

つては、自由貿易体制を維持しつつ、新たな型の国際分業を目指して産業構造調整を進めること、同時に、社会問題、貿易収支不均衡の是正などが、差し迫つた課題となつて

一 対内的・対外的競争

対内的競争

関税同盟は、ふつう、経済的には大市場の実現を目指しているが、この目的は、域内における関税障壁の撤廃だけでは十分には達成されない。すなわち、それだけでは、関税同盟地域内における資源配分の効率化によつて実質所得を向上させることも、十分には実現しない。そのた

いる。

本稿では、工業部門における産業構造調整の問題を、対内的・対外的競争、および産業政策との関連で検討し、最後に若干の感想を述べる。

め、ローマ条約第三条では、「共同市場内において競争が歪曲されないことを確保する制度の確立」がうたわれている。そして、そのための具体的の方針は、同条約第八五―九四條に規定されている。またECの機軸面では、競争政策担当のEC委員会およびその事務局が設置されていて、EC競争政策の立案およびその実施の任に当たっている。

EECの発足にともない、域内の関税率は段階的に引き下げられ、一九六七年には撤廃された。したがつて、この間の域内各国の生産者は、域内の他の国々の生産者との、より厳しい競争にさらされることになった。しかし同時に、域内生産者は、価格格差であると、非価格格差であるとを問わず、競争力さえあれば、より広域の市場を確保できることにもなった。さらに対外共通関税によつて域外生産者の競争条件が相対的に不利化した分だけ、域内生産者は競争上有利となり、域内における販路を拡大することができた。その結果、ECの域内では国際分業が進行し、ECの工業品貿易に占める域内貿易

第1表 ECの工業品貿易のシェア(Eur-9) (単位: %)

年	輸出	輸入
1958	28.3	56.9
1959	30.5	58.9
1960	33.0	55.7
1961	36.0	58.7
1962	38.8	60.2
1963	41.2	61.7
1964	42.5	61.3
1965	41.8	61.1
1966	42.4	61.5
1967	42.5	61.3
1968	43.7	61.2
1969	46.3	62.1
1970	47.1	62.1
1971	47.5	64.0
1972	48.7	67.7
1973	49.5	64.3
1974	46.4	63.1
1975	45.2	63.3
1976	47.9	63.2
1977	46.9	63.1
1978	48.1	62.2
1979	50.4	62.1

(出所) Eurostat, Monthly external trade bulletin, Special number, 1958-1979, より算出。

のシェアは、EECの発足後、第1表にみられるとおり毎年着実に増大した。域内における国際分業は、産業間よりむしろ産業内で進行してきた。このことは、域内貿易構造におけるスピアマンの順位相関係数の上昇、および品目別貿易収支の「代表的比率」(representative ratios)の低下によって確かめられている。すなわち、順位相関係数については、一九五八、六三、および七〇年と比較すると、〇・五三、〇・六七、〇・七六のごとく、年を経る毎に増大して、ECの原加盟六カ国相互間の貿易構造が、年の経過とともに類似してきている。また品目別貿易収支の「代表的比率」は一九五八、六三、および七〇年と年を経るにつれて、〇・四九、〇・四二、〇・三四と低下して、域内における産

業内国際分業の進行を裏付けている。しかしながら、拡大ECにおいては、工業品三八品目グループについての、スピアマンの順位相関係数、および「代表的比率」は、第2表および第3表のようになっている。これらの単純平均をとると、一九七四年および七八年には、前者はそれぞれ〇・六九、〇・六五、後者はそれぞれ〇・三七、〇・三六となっている。すなわち、それまで進行していたEC内における産業内国際分業の歩みは、ECの拡大前後の時期から停滞している。

このように、工業部門における産業内国際分業の進行に助けられて、ECの工業品貿易に占める域内貿易のシェアは、第1表に示されるように、輸出に関して、一九六〇年代に

はかなり早いペースで上昇した。しかし一九七〇年代に入ってから、ほぼ横這い状態ないし若干低下傾向で推移している。この理由としては、第一に、一九六八年に六カ国間の関税同盟が完成して以後は、域内関税撤廃による貿易促進効果がほぼ滲透し尽したことが考えられようし、第二に、数回にわたるガット関税引下げの結果、関税がもつ貿易阻害効

第2表 EC主要国間貿易構造の相関係数

国名	年	国名					
		ベルギー・ルクセンブルグ	フランス	ドイツ	イタリー	オランダ	イギリス
ベルギー・ルクセンブルグ	1974		0.7166	0.8136	0.4575	0.8620	0.7725
	1978		0.7162	0.6851	0.4520	0.7464	0.6325
フランス	1974	0.7166		0.7559	0.6225	0.6613	0.8597
	1978	0.7162		0.7609	0.6694	0.7579	0.8324
ドイツ	1974	0.8136	0.7559		0.3958	0.7757	0.8221
	1978	0.6851	0.7609		0.3552	0.8048	0.8454
イタリー	1974	0.4575	0.6225	0.3958		0.3892	0.6186
	1978	0.4520	0.6694	0.3552		0.2786	0.5677
オランダ	1974	0.8620	0.6613	0.7757	0.3892		0.7689
	1978	0.7464	0.7579	0.8048	0.2786		0.7046
イギリス	1974	0.7725	0.8597	0.8221	0.6186	0.7689	
	1978	0.6325	0.8324	0.8454	0.5677	0.7046	

(出所) OECD (B) 統計、スピアマンの公式により算出。

第3表 EC主要国の域内貿易収支の「代表的比率」

国名	年	国名					
		ベルギー・ルクセンブルグ	フランス	ドイツ	イタリー	オランダ	イギリス
ベルギー・ルクセンブルグ	1974		0.2883	0.3122	0.4453	0.2379	0.3423
	1978		0.2951	0.3499	0.4460	0.2712	0.3591
フランス	1974	0.2883		0.3550	0.3921	0.3535	0.3107
	1978	0.2951		0.3009	0.3858	0.2956	0.2934
ドイツ	1974	0.3122	0.3550		0.5024	0.3115	0.3714
	1978	0.3499	0.3009		0.4641	0.3244	0.3273
イタリー	1974	0.4453	0.3921	0.5024		0.4832	0.4228
	1978	0.4460	0.3858	0.4641		0.5554	0.4633
オランダ	1974	0.2379	0.3535	0.3115	0.4832		0.4013
	1978	0.2712	0.2956	0.3244	0.5554		0.3177
イギリス	1974	0.3423	0.3107	0.3714	0.4228	0.4013	
	1978	0.3591	0.2934	0.3273	0.4633	0.3177	

(出所) OECD、(B) 統計より算出。

果が薄れてきたこと、第三に、EFTA諸国との工業製品についての自由貿易地域結成などのために、域内のみではなく、域外諸国との間の産業内国際分業をも進め易くなったこともあげられよう。すなわち、ECの対域外貿易に関する「代表的比率」は、一九七四年および七八年には、それぞれ〇・三七および〇・三四となっているけれども、順位相関係数は、それぞれ〇・六四、および〇・七四となっているからである。

対外的競争

EECは、その対外共通関税を設定するに当って、EEC全体としては、その発足前よりも保護的になることを避けるために、原加盟六カ国の関税率の平均値よりも若干低く関税率を決めた。その結果、ケネディ・ラウンド関税引下げの効果と相まって、一九七三年現在では、ECの関税率は、先進国の中でも低い方に属していた。しかもEECは、他の先進国よりも早く、一九七一年に一般特惠制度を実施した。またACP諸国および地中海沿岸諸国への特惠供与、EFTA諸国との工業品自由貿易地域の結成など、ECの開放

第4表 EECのRCA指数

品目 相手国 年	鉄				鋼				電気機器				繊維・衣類				自動車			
	域外	E-NIC's	日本	アメリカ	域外	E-NIC's	日本	アメリカ	域外	E-NIC's	日本	アメリカ	域外	E-NIC's	日本	アメリカ	域外	E-NIC's	日本	アメリカ
1973	2.71	1.31	0.07	8.23	1.81	2.11	0.24	0.46	1.25	0.41	3.39	2.46	6.12	2.73	0.21	14.10				
1974	4.46	2.41	0.13	10.88	2.09	1.81	0.26	0.45	1.27	0.35	3.16	1.40	8.30	2.51	0.36	17.87				
1975	3.47	2.17	0.03	10.61	2.17	1.90	0.32	0.59	0.98	0.31	3.41	1.45	6.06	1.84	0.28	14.94				
1976	2.47	1.05	0.09	8.13	2.72	2.12	0.32	0.57	0.95	0.29	3.72	1.41	5.45	2.04	0.25	13.09				
1977	2.57	1.48	0.05	17.15	2.07	2.10	0.36	0.49	0.94	0.29	3.26	1.45	4.44	1.28	0.27	10.76				
1978	2.96	0.92	0.14	15.39	1.74	2.09	0.22	0.50	0.89	0.31	3.47	1.58	3.46	1.09	0.29	9.88				

(出所) OECD, (B)統計, (C)統計より算出。

(註) 鉄鋼は、SITC No. 67、電気機器は、1973～77年については、SITC No. 72、1978年については改訂SITC Nos. 76、77、繊維・衣類は、1973～77年についてはSITC Nos. 65、841、1978年については、改訂SITC Nos. 65、84、ただし848を除く。E-NIC'sとは、ヨーロッパ地域内の新興工業諸国5カ国；ギリシャ、スペイン、ポルトガル、トルコ、ユーゴスラビアを指す。

的な貿易政策が顕著である。このことは必然的に、EC産業にとつては、対外的競争が厳しくなることを意味する。また同時にこのことは、前述のごとく、対外共通関税率が比較的高かった頃と比べて、域外との産業間および産業内国際分業も、域内におけると同様に容易となったことを意味している。

EC産業の国際競争力

ここでは、数年来、困難な情況にある産業として、EC委員会の『一般報告』において報告されている、鉄鋼、電気機器、繊維・衣類、および最近話題の自動車関連、の四業種を例にとつて、その対外競争力の推移を調べてみる。その結果は、第4表に示されている。国際競争力の指標としては、B・バラッサが提唱し、

B・バラッサ、F・D・ヴァイス、およびF・ヴォルター等によって用いられた「RCA指数」を用いた。この指数は、価格のおよび非価格の国際競争力が、現実の貿易フローに反映されるという仮定に依存している。

第4表からわかるように、鉄鋼については、一九七六年を底にして競

争力は若干回復しているが、電気機器および繊維・衣類については、ECの国際競争力の低下は明らかである。しかも鉄鋼についても、一九七六年以降の鉄鋼危機対策の実施にともない、域外の主要供給国との間で取決めを結んで輸入規制しているなかでのRCA指数の微かな上昇であるにすぎない。したがって、総じてこれら三業種におけるEC産業の国際競争力の低下は否めない。自動車関連産業は、対米輸出においてきわめて強い競争力を持つてはいるが、その競争力も、数年来、顕著に低下している。

しかしながら、上述のことは、EC全体としての対域外競争力の推移であつて、個別地域毎に、あるいはEC各国毎にみる場合には情況は異つてくる。たとえば、ECの対米鉄鋼貿易については、RCA指数は傾向としては上昇しているといえよう。また、フランスの対日繊維貿易およびアイルランドの対日電気機器貿易については、RCA指数はともに顕著に上昇している。

二 ECにおける産業構造調整

発展途上諸国の工業化、とりわけその輸出指向型工業化の結果、ECの、これら諸国からの鉄鋼、電気機器、繊維・衣類、木材・合板、はきもの等の輸入は、着実に増大している。これに対してECがとるべき対応の方向付けは、EC委員会から理事會へ一九七〇年に提出された「コロンナ覚書」、およびそれに沿って作成され、理事会の承認を受けて、ECの産業政策に関する最初の公式文書となった一九七三年の「行動計画」、およびEC委員会の「年次行動計画」などに示されている。これら諸文献によると、EC産業政策の基本方向は、自由貿易体制を維持しながら、労働集約的な産業の縮小ないし合理化、またはその国際競争力の回復を図り、他方では、物的および人的資本集約的な産業を育成することである。

EC産業政策への出発点

ローマ条約には、ECの共通産業政策に関する明文の規定はない。すなわち、産業政策は、EC各国政府の大権事項となっていた。このこと

が主要な原因となつて、ECの共通産業政策はなかなか具体化しなかつた。その必要性が意識されだしたのは、一九六〇年代の終り頃になつてからである。

「コロンナ覚書」は、EC産業政策の出発点となる文書であつて、そこではつぎのような趣旨のことが述べられてゐる。経済および社会の発展のための基礎的な条件の一つである産業の発展を図るためには、企業に変化への調整をできるような適切な措置をとることによつて、市場の活力を維持することが不可欠であるというのである。それらの措置とは、①科学・技術政策による新技術の開発促進、②競争政策による生産者の監督、③貿易政策による産業調整、④運輸政策やエネルギー政策によつて、陸上輸送体系の効率化を図るなど、インフラストラクチュアの適応、その他である。

また産業政策推進にあつては、①斜陽産業の温存を図るべきではないこと、②労働者のよりよい再配置、生活条件・労働条件の改善、③地域政策上の諸要請、④発展途上国

の産業発展の促進、⑤EC内各国および地方当局の諸行動の効率性、および相互間の斉合性の向上、などに留意すべきであるとしている。

以上のような基本的な考え方のもとに、つぎのような一般的ガイドラインが掲示されている。すなわち、①単一市場の達成、②法的、財政的ならびに金融的フレームワークの統一、③産業構造の再編成、④変化への調整、⑤対外関係におけるECの連帯性の強化、などである。これらの一般的ガイドラインについては、さらに詳細な補足説明がついていて、EC委員会としての考え方が明らかにされている。

EC産業政策の具体化

「コロンナ覚書」に盛り込まれた、前述のようなEC産業政策の方向が、公式に具体化したのは一九七三年である。この年五月に、EC委員会から理事会へ、「欧州の産業基盤の確立を目指して」と題する技術・産業政策の実施計画に関する覚書が提出され、理事会はそれを承認した。そこでは、EC産業政策は、世界貿易の自由化および発展途上諸国の工業化との両立を目指すべきであ

つて、古い産業構造の温存を図るべきではなく、したがつて、欧州の単一の産業基盤の確立のためには、つぎのような措置が必要であるとしている。

①域内貿易に対する技術障壁の除去。
②共同体内における公共および準公共調達への漸進的かつ効果的な門戸開放。
③欧州規模の競争企業の形成促進。そのための具体策としては、各国会社法の調和、EC会社法の制定、課税面での各国政策の調和、資本市場の統合、事業協力センターの設立、など。

④高度技術産業における欧州規模の企業の形成促進、および容認できる社会的条件下における、危機にある産業部門の転換。ただし、技術の新旧とは無関係にEC産業は、いずれも域外との厳しい競争に直面して、いて危機的情況にある。したがつて、主要な個別産業政策においては、EC内の各国政府・労働者・使用者間の協同行動の必要性が高く、さらに域外企業による優越的または独占的地位の形成（コンピューター、造船など）、輸入圧力の増大（航空機、

紙など)、などに対しては是正的行動が必要であつて、比較優位の法則にだけまかせておくべきではないこと。

⑤ 共同体の他の諸目的と産業政策との斉合性に留意すべきこと。すなわち、競争政策、社会政策、地域政策、通商政策、資源政策などと、産業政策との斉合性に留意すべきこと。

以上のような内容であつて、「コロンナ覚書」に示された産業政策の基本的なガイドラインに沿つたものである。「コロンナ覚書」が理事会に提出されて以降、一九七二年に欧州理事会で共通産業政策の重要性が認められた。これをうけて、個別産業政策についての検討が徐々に進められ、航空機、データ・プロセス、重機械、重電機、原子力発電、ウラン濃縮、造船、繊維、紙、等を含む各産業部門についてのEC委員会提案が、前記「行動計画」と相前後して理事会に提出されているのである。

ところが、EC産業政策は、実際にはなかなかその実効を挙げることに難しく、一九七七、七八、七九年のいずれの「年次行動計画」におい

ても、EC委員会のR・シェンキンズ委員長は、伝統的部門、先端技術部門、および民間だけでは必要な規模での投資を實行できない産業部門、いずれにおいても、単一の共同体戦略の緊要性を訴えているのである。また、一九八〇年の「年次行動計画」においては、①産業変化によつて打撃を受けている部門の適応を容易にし、それが域外からの競争に耐えうるに十分な健全な基盤を取り戻させること、②エネルギー制約増大への産業設備の適応促進、③高度技術産業の開発促進、④一九七九年度EC予算に盛り込まれた産業調整援助、産業転換援助のための予算枠を消化するためのEC委員会提案を、理事会が早急に採択する必要、などが訴えられている。

EC産業政策遂行のための資金援助

衰退産業においては、通常、企業の財務内容は悪化しており、成長性のある分野への転換ないしは競争力の再確立のための投資余力に乏しい。また衰退産業の再編成には、雇用、職業転換訓練、関連産業および地域経済への影響等の社会的・地域

的問題が複雑に絡みあつていて、公共部門からの援助が要請される場合が多いであろう。

石炭および鉄鋼業に関しては、パリ条約第四九条(資金調達)、第五四条(貸付および債務保証)、および第五六条(新技術・設備の導入、基礎的状況変化への対応)に基づいて、EC委員会は、必要資金を調達し、融資を行なつてきた。一九五四年から一九七九年までの融資の累計額は、約六五億EUAに達してきて、そのうち転換資金は約一〇%である。

他方、石炭・鉄鋼業以外の産業の再編成および転換に対する助成、ないしは調整援助は、従来、ECとしてはなく、各加盟国が独自に実施してきてきた。それらがEC産業政策の一環として取り上げられるようになったのは、一九七八/七九財政年度の一般予算書においてである。同予算書第三部第三七五項において、「主要な構造変化のために、若干の産業部門において必要となつて再編成および転換事業に参画」する権限が、EC委員会に与えられるとともに、一九七八、七九両年度にそれぞれ二、〇〇〇万EUAの予算が

つけられた。これは、「若干の危機に頻している産業部門における再編成および転換措置を刺激し、さらに代替的雇用を創出しうる企業の投資を助成する」ことを意図している。しかし、この第三七五項を実施するための基準および手続を定める規則の採択が遅れていて、いまだ第三七五項の予算は執行されるには至っていない。

地域政策と密接に関係した産業調整援助は、一九七五年以前には、パリ条約第四六条(ESC市場における展開または技術変化により余剰となつた労働のための雇用創出活動など)に基づくものだけであつたといつても過言ではない。しかし一九七五年に欧州地域開発基金(ERDF)が設立され、さらに一九七八からはパリ条約の弾力的運用が図られ、第五六条(前出)による融資の拡充・強化が図られるようになって産業調整援助の幅は広げられてきている。

以上のように、EC産業政策は、その財政的裏付けをも含めて、加盟各国間の利害対立などから、調整に手間どりながらも、徐々に成果を挙げてきているといえよう。しかも、

その基本的な方向は、「諸条約により定められたルールに従って、域外市場はいうに及ばず、域内市場においても公正な競争を維持」しながら衰退産業の転換ないしは競争力の再確立を図ると同時に、高度技術産業における競争的な欧州規模の企業を育成することにある。すなわち E C 全体としては、「積極的調整政策」を目標しているというべきである。そして、このような産業育成政策は、それが E C の明確な共通産業政策にもとづくものであれば、域内の競争を歪曲することにはならないであろう。また域外との競争については、補助金などによる助成の方が関税や数量制限などによる保護措置よりはましであろう。しかしながら、物的および人的資本集約的な産業においては、日・米など域外先進工業国との競争が厳しい。このことが、E C の苛立ちを強め、最近の日・欧および米・欧間の貿易摩擦の誘因ともなっている。それは、これらの産業部門の発展による雇用創出効果が近年増大していたにもかかわらず、日・米などとの競争激化によって、脅かされていて、E C の産業構造調整の前途に暗影を投げかけているか

らである。

E C の発展途上国との貿易が、その雇用に及ぼす効果に関しては、B・バラッサの研究によると、つぎのようなことがいえる。

E C は、発展途上国との関係では相対的に資本豊富である。そのため通常の予想通り、E C は、対発展途上国貿易において、資本集約財に比較優位をもっており、労働集約財において比較劣位となっている。すなわち、他の先進諸国と同様に、E C も発展途上諸国との工業品貿易を通じて、物的および人的資本を未熟練労働と交換していることになる。そのため、発展途上諸国との輸出入が仮りに同額ずつ増大したと想定すると、輸出増加による雇用拡大効果よりも、輸入増加により輸入競争産業に発生する雇用縮小効果の方が大きくなる。E C ではこれら二つの効果の比率は〇・六五である。ただし、技術者および熟練労働者についてはこの比率は一・一六である。したがって、発展途上諸国との貿易において、E C 自身の労働の質的向上のための十分な時間的余裕がないままに E C の輸出入が同額ずつ増加する場合には、E C における雇用問題は、

経済成長がなく、輸入競争財に対する国内需要が増加しない場合にはとくに深刻になると予想される。そして、これが E C における近年の状況でもあろう。

他方、E C の発展途上諸国との輸出入価額が、仮りに比例的に増加すると想定した場合には、前述の二つの雇用効果の比率は、三・四四となる。したがって、E C にとつての雇用情勢は、輸出入が同額ずつ増加す

三 おわりに

E C としては、技術・産業分野で日・米などに遅れをとることは承知できないところであろう。そうであるならば、E C は、従来の意思決定における緩慢さを克服し、E C 一体となった研究開発の強力な推進、共通産業政策の早急な確立などを図る必要がある。そのための方策はすでに E C 委員会、その他の機関ないしは ad-hoc グループからの各種の報告書類に尽くしていると思われる。

また、低率の対外共通関税との関連で、共同市場内を一国内の市場と同一の特徴をもったものにすべきである。そのためには通貨同盟の完成

の場合とは反対に、改善することになる。ただし、この場合にも、繊維・紡績製品・アパレル・その他の繊維品、木材製品、皮革・レザー品などの産業では、雇用効果比率は、一よりも小さく、それぞれ〇・六六〇・二二、〇・五八、〇・二七である。したがって、これらの四業種では、いずれにしても厳しい雇用情勢に直面していることになる。

にも努めなければならない。また対日および対米関係については、確立した共通通商政策、および相互理解と協調とに基づいて、自由貿易体制下での共存共栄の道を追求し、景気後退の時期にはともすれば起りがちな保護主義への危険な傾斜を避けるべきである。

なお、従来よくみられた E C の意思決定における緩慢さについては、E C 内部においても、その克服への新しい動きが見られるようである。まだその全貌は明らかではないが、「三賢人報告」、および「スπίレバーク報告」が存在し、E C 委員会の責任と役割について検討してい

るとのことである。

EC委員会のR・シムキンズ委員長は、「年次行動計画」の中で、「EC委員会は、理事会の僕でもないけれど、欧州議会の事務局でもない」として、それぞれの機関相互間の「創造的関係ならしは創造的かつ建設的な緊張関係」の必要性を訴えている。今や、EC内各国政府がこのシムキンズ委員長の訴えに耳を傾けるべき時が来たのではないだろうかと考えられるのである。

(*) 本稿は、第一回日本EC学会における私の報告に若干の加筆・修正をしたものである。

同学会および関西EC研究会の方々から数々の示唆を得た。また、大阪大学の渡辺太郎教授には草稿に目を通していただいた。さらに、大阪大学理学部の新屋和也氏には、順位相関係数および「代表的比率」の算出にあたって助力をお願いした。ここに、以上の方々に対して感謝の意を表する次第である。もちろん、ありうべき誤りは、すべて筆者の責任であることは言うまでもない。なお、本稿のための資料収集にあたっては、駐日EC委員会代表部資料室の方々から暖かい御協力を得た。

(一) 金田近三編『国際経済条約集』、ダイヤモンド社、一九六五年、に於て、以下同。

(2) Bela Balassa, "Trade Creation and Diversion in the European Common Market: An Appraisal of the Evidence," in B. Balassa ed., *European Economic Integration*, North-Holland, 1975, pp. 94-7.

(3) 「代表的比率」の算出は、
$$\frac{1}{n} \frac{X_i - M_i}{X_i + M_i}$$

$$M_i$$
 は、第i品目グループの域内輸出入価額、 n は品目グループ数を表わす。B. Balassa, op. cit., pp. 109-11.

(4) 行沢健三「欧州共同市場と域内・域外貿易」(片山謙三編著『ECの発展と欧州統合』、日本評論社、一九七七年、五四〜七四頁)に所収。「七三〜七五」。

(5) 東京ラウンド研究会編『東京ラウンドの全貌』、日本関税協会、一九八〇年、六一〜六二頁。

(6) 拙稿「EC(ヨーロッパ共同体)の産業調整と貿易政策」(梅津和郎著『産業調整(DADA)と貿易政策』、新有堂、一九八〇年、一二四〜一五四頁)に所収。「第三節」表Ⅷ-6の期間および産業数を追加した結果に於て。

(7) Commission of the European Communities (以下EC)の略称を「General Report on the Activities of the European Communities」(以下「一般報告」)と略す。「Office for Official Publications of the European Communities」(以下「ECの略称」)「various issues」。

(8) B. Balassa, "Trade Liberalization and 'Revealed' Comparative Advantage," *The Manchester School of Economic and Social Studies*, May, 1965.

(9) idem, "Revealed Comparative Advantage Revisited: An Analysis of Relative Export Shares of the Industrial Countries, 1935-1971," op. cit., Sep, 1977, idem, "A 'Stages Approach' to Comparative Advantage," in Irma Adelman ed., *Economic Growth and Resources*, Vol. 4, National and International Policies, Macmillan, 1979, pp. 121-56, Frank D. Weiss, *Electrical Engineering in West Germany, Adjusting to Imports from Less Developed Countries*, J. C. B. Mohr, 1978, Frank Weiss and Frank Wolter, "Machinery in the United States, Sweden, and West Germany, An Assessment of Changes in Comparative Advantage," *Weltwirtschaftliches Archiv*, 1975, pp. 282-308.

(10) 算出式は、
$$\frac{X_{i,j}}{M_{i,j}} \frac{M_{i,j}}{\sum M_{i,j}}$$

$$X_{i,j}$$
 は、輸出入価額、 i は産業、 j は相手地域を指す。

(11) EC「一般報告」一二、一三号、特定産業、および通商政策の項に於て、一九七八年までは、オーストリア、ポーランド、チェコスロバキア、フィンランド、ハンガリー、日本、韓国、トルウェー、ギリヤン、ポルトガル、ルーマニア、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイスの一五カ国であったが、一九七九年には、フランス、ブルガリアの二国が加わり合計一七カ国となつた。これらの一七カ国からの鉄鋼輸入は、ECの鉄鋼輸入額の八〇%以上を占める。

(12) CEC, *Industrial Policy in the Community, Memorandum from the Commission to the Council*, 1970.

(13) CEC, "Towards the establishment of a European industrial base, Memorandum from the Commission on the technological and industrial policy programme," *Bulletin of the EC*, Supplement 7/73, 1973.

(14) CEC, *Programme of the Commission for 1980*, OOP, 1980. 他各年次報告。

(15) Sir Alec Cairncross et al., *Economic Policy for the European Community, the Way Forward*, Macmillan, 1974, p. 118.

(16) 「ロンドン覚書」九〜一七頁。

(17) 「ロンドン覚書」一八頁。

(18) 柴田幹夫「欧州共同体の経済政策—世界経済の発展の中をめぐって—」通商産業調査会、一九七六年、三二二〜三三三頁。

(19) 「行動計画」一四頁。

(20) 詳しくは、拙稿「EC(ヨーロッパ共同体)の産業調整と貿易政策」(梅

津和郎著『産業調整(D.A.A.)と貿易政策』新有堂、一九八〇年、所収、一二四～五四ページ)の第四節を参照せよ。
 125。

- (15) EC, *General Budget of the European Communities for the Financial Year 1979*, Article 375, in *Official Journal of the European Communities* (以下「EC官報」と略す) 31. 1. 79, p. 355, CEC, *Report on the Proposal from the Commission of the European Communities to the Council (Doc. 456/78) for a regulation on Community aid for industrial restructuring and conversion operations*, (Document 637/78), p. 5.
- (16) EC, op. cit., Article 375, Item 3750.

- (17) EC, Document 638/78, p. 12, 以下「一九八〇年度年次行動計画」
 二六ページ。
- (18) EC官報『一般報告』一〇—一三号、
 地域政策の項。

- (19) Sir Alec Cairncross et al., op. cit., p. 118.
- (20) Bela Balassa, "The Changing Pattern of Comparative Advantage in Manufactured Goods," *The Review of Economics and Statistics*, May, 1979, idem., "The Changing International Division of Labor in Manufactured Goods," *Banca Nazionale del Lavoro Quarterly Review*, Sep., 1979, and idem., "A 'Stages Ap-

proach' to Comparative Advantage." (21) Bela Balassa, "The Changing International Division of Labor in Manufactured Goods," p. 273, idem., "A 'Stage Approach' to Comparative Advantage," p. 140, から、この「な財」として「ロー尺度による石油・石炭製品、紙・紙製品、化学品、金属素材関連製品、設備機械、印刷・出版、非電気機械、運輸機械、比較劣位財」としては「繊維・紡績製品、家具、木材製品、雑貨、皮革・レザー品、石・粘土・ガラス品、パネル・その他の繊維品、中間的な財」としては「電気機械・部品、金属製品、タイヤ・トランスミッション製品」があげられる。

- (22) Bela Balassa, "The Changing International Division of Labor in Manufactured Goods," p. 268—74, 283.
- (23) idem., op. cit., pp. 265—68.
- (24) EC官報「一九八〇年度年次行動計画」一六ページ。「三賢人報告」に「5つの主要な課題」を、CEC, Bulletin of the European Communities, OOP, 11—1979, pp. 25—28 に紹介をなす。
 29。

- (25) EC官報「前掲書」一六ページ。

